

旭医大達第1号  
令和8年1月13日

旭川医科大学病院高難度新規医療技術等取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川祐司

### 旭川医科大学病院高難度新規医療技術等取扱規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院高難度新規医療技術等取扱規程（平成30年旭医大達第65号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略) (適否の通知等)	(略) (適否の通知等)
第4条 センター長は、委員会の意見を踏まえ、当該高難度新規医療技術等の提供の適否を決定し、その結果を申請を行った診療科等の長に <u>別に定める様式</u> により通知するとともに、病院長 <u>及び医療安全管理責任者</u> に報告するものとする。	第4条 センター長は、委員会の意見を踏まえ、当該高難度新規医療技術等の提供の適否を決定し、その結果を申請を行った診療科等の長に <u>別紙様式2-1,2-2及び2-3</u> により通知するとともに、病院長に報告するものとする。
(略) (適正な手続き提供の確認等)	(略) (適正な手続き提供の確認等)
第6条 センター長は、高難度新規医療技術等が適切な手続きに基づき提供されていたかどうかに關し前条で定める報告内容について隨時確認を行うとともに、年2回、能動的に確認を行う他、提供後に当該患者が死亡したときなど必要に応じ、臨時に確認を行う。	第6条 センター長は、高難度新規医療技術等が適切な手続きに基づき提供されていたかどうかに關し前条で定める報告内容について隨時確認を行うとともに、年2回、能動的に確認を行う他、提供後に当該患者が死亡したときなど必要に応じ、臨時に確認を行う。
2 センター長は、前項で確認した結果をすべて病院長 <u>及び医療安全管理責任者</u> に報告するものとする。	2 センター長は、前項で確認した結果をすべて病院長に報告するものとする。
(病院長の停止命令)	(病院長の停止命令)
第7条 病院長は、第4条及び前条に規定する報告を受け、適当でないと判断したときは、当該高難度新規医療技術等の提供の適否につい	第7条 病院長は、第4条及び前条に規定する報告を受け、適当でないと判断したときは、当該高難度新規医療技術等の提供の適否につい

て再審査を命じ又は当該高難度新規医療技術等の提供の停止を命ずるものとする。

(医療安全管理部長への通知)

第8条 センター長は、第4条及び第6条に規定する病院長及び医療安全管理責任者への報告を行ったときは、その内容を医療安全管理部長に通知するものとする。

(略)

#### 附 則

この規程は、令和8年1月13日から施行する。

(略)

(削除)

(削除)

(削除)

#### 【改正理由】

高難度新規医療技術等に係る報告体制について整備するため、所要の改正を行うものである。

て再審査を命じ又は当該高難度新規医療技術等の提供の停止を命ずるものとする。

(医療安全管理部長への通知)

第8条 センター長は、第4条及び第6条に規定する病院長への報告を行ったときは、その内容を医療安全管理部長に通知するものとする。

(略)

(略)

別紙様式2-1 (第4条関係)

別紙様式2-2 (第4条関係)

別紙様式2-3 (第4条関係)